

令和7年度 兵庫県会計年度任用職員（教育委員会）採用選考案内
【丹波教育事務所 スクールソーシャルワーカー】

受付期間	令和7年2月10日（月）～ 令和7年2月17日（月） [必着]
試験日	令和7年2月25日（火）
任用期間	令和7年4月1日（火）～ 令和8年3月31日（火）
勤務場所	丹波教育事務所

1 募集職種、採用予定人員等

募集NO	職名	採用予定人員	主な職務内容	応募要件	勤務形態
1	スクールソーシャルワーカー	1名	児童虐待等、児童生徒の環境への課題に対応するため、助言・支援を行う 1 ケース会議における福祉の専門家としての助言 2 学校と家庭・関係機関等の連携に関する対応	下記「2 受験資格」のとおり	週29時間 (原則1日7時間 15分×週4日)

(注) 採用予定人員は、今後変更する場合があります。

2 受験資格

- (1) 任用の日に、社会福祉士資格または同等の資格を有する者のうち教育に関係した経験を有する者で、上表の職務が遂行できる方
- (2) 任用の日に、丹波教育事務所に勤務可能な方 ※年齢は問いません
- (3) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項のいずれかに該当しない方
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
- (4) Word、Excel 等のパソコン操作ができる方
- (5) その他、希望する職務に必要な資格、能力等を有する方

3 選考方法

- (1) 選考方法
所定の応募書類及び面接試験による選考
- (2) 日時 令和7年2月25日（火）※試験時間は申し込み後、別途お知らせします。
場所 丹波篠山市郡家 451-2 兵庫県篠山庁舎 1階
兵庫県教育委員会丹波教育事務所

4 申込先及び申込方法

下記まで、持参又は郵送で所定の応募書類(写真貼付)を提出してください。

(応募書類は、A4 縦の片面に印刷し、ホチキス留めなどせず、ご提出ください)

【申込先及び郵送の場合の送付先住所】

〒669-2341 丹波篠山市郡家 451-2 兵庫県篠山庁舎 1 階

兵庫県教育委員会丹波教育事務所総務課 TEL079-552-7487

5 合格発表

発表方法・発表日は、面接試験当日にお知らせします。

6 採用予定時期

採用は原則として令和7年4月1日(火)です。

7 任用期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日(採用された年度の末日)までです。

(勤務実績に基づく能力実証等により、4回を上限に再度の任用を行う場合があります。)

8 勤務条件等

(1)基本報酬

月額 233,400～246,300 円(地域手当に相当する報酬、経験を考慮の上、決定)

※報酬額の算定は、採用手続き時に職歴の期間等の証明書類により個別に決定します。

(また、報酬額の個別照会には応じられませんのでご注意ください。)

※基本報酬の額は、正規職員の給与改定を受けて変更されることがあります。

(2)期末勤勉手当(任期が6か月以上、勤務時間が週15時間30分以上の方が対象)

年間計4.6月(6月期2.3月、12月期2.3月(在職期間に応じた割り落としあり))

(3)通勤交通費

正規職員に準じて、実費相当分を支給します(支給限度額の設定あり)。

(4)勤務時間

勤務形態は、上記「1 募集職種、採用予定人員等」の表に記載しています。

(5)休暇

年次有給休暇(時間単位の取得が可能)10日

その他、夏季休暇(有給)等任用条件に応じた各種休暇(有給・無給)有り。

(6)社会保険

健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入。

(7)条件付採用

改正地方公務員法(令和2年4月1日施行)第22条の2第1項第1号及び第22条の2第7項の規定に基づき、採用は条件付とし、採用後1月間程度を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

9 その他

- (1) 受験資格がないこと又は記載した書類や口述した内容に虚偽や不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。
- (2) 地方公務員法に基づく一般職の地方公務員としてサービスの規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。
- (3) 短時間勤務の会計年度任用職員は、営利企業への従事(兼業)を行うことができます。ただし、兼業についての届出が必要になるとともに、以下のような場合に該当しないよう注意してください。
 - ・ 兼業先の業務が、信用失墜行為にあたるおそれがある場合。
 - ・ 兼業先の業務が、公務の公正な遂行を害するおそれがある場合。
 - ・ 兼業先の業務が、職務の遂行に支障を来すおそれがある場合。
- (4) 組織改編等により、配属先や業務内容に変更が生じることがあります。
- (5) 日本国籍を有しない方も応募できますが、就職が制限される在留資格の場合には採用されません。